届出要領

- ・届出は、工場・事業場ごとにおこなってください。
- ・届出は、正副2部提出してください。

	届出事由	騒音規制法	振動規制法	兵庫県条例	届出期限
1	指定地域内において新たに特定施設を 設置しようとする場合	特定施設設置届出書 (様式第1)	特定施設設置届出書 (様式第1)		工事開始日の30日前
2	一つの地域が指定地域となった際、その地域において特定施設を設置している場合	特定施設使用届出書	特定施設使用届出書	特定施設等設置届 (様式第8)	指定地域になった日または 特定施設になった日から
	一つの施設が特定施設となった際、現にその施設を 設置している場合	(様式第2)	(様式第2)	30日以内	
3	上記1または2の届出をおこなった特定施設の 種類ごとの数を変更する場合	特定施設の種類ごとの数 変更届出書 ※注1 (様式第3)		特定施設等設置届 ※注4 (様式第8)	
4	上記1または2の届出をおこなった特定施設の 種類及び能力ごとの数、または特定施設の使用 の方法を変更しようとする場合		特定施設の種類及び能力ごとの数 特定施設の使用の方法 変更届出書 ※注2 (様式第3)	特定施設等変更届	変更工事開始日の 30日前
5	上記1または2の届出をおこなった特定施設の騒音 または振動の防止の方法を変更しようとする場合	騒音の防止の方法変更 届出書 ※注3 (様式第4)	振動の防止の方法変更 届出書 ※注3 (様式第4)	※注3(様式第9)	
6	氏名、住所、工場または事業場の名称、所在地など に変更があった場合	氏名等変更届出書 (様式第6)	氏名等変更届出書 (様式第6)	氏名等変更届出書 (様式第5)	変更があった日から 30日以内
7	特定工場等に設置する特定施設すべての使用を 廃止した場合	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)	使用等廃止届 (様式第6)	使用を廃止した日から 30日以内
8	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け または借り受け、相続、合併又は分割により継承し た場合	承継届出書 (様式第8)	承継届出書 (様式第8)	承継届出書 (様式第7)	承継があった日から 30日以内

- 注1 特定施設の種類ごとの数を減少する場合、またはその施設に係る直近の届出により 注3 防止の方法の変更により騒音または振動が増加しない場合は、届出の必要は 届出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要はありません。
 - ありません。
- 注2 特定施設の種類および能力ごとの数を増加しない場合、又は使用時間の開始時刻の 注4 届出た能力以内かつ届出た数の2倍以内の数に増加する場合は、届出の必要は 繰上または終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。
 - ありません。